

時間外労働に関する協定届
休日労働

労働保険番号	23101104894000 都道府県 所掌 管轄 基幹番号 枝番号 被一括事業場番号
法人番号	7180005017016

様式第9号の2（第16条第1項関係）

事業の種類		事業の名称			事業の所在地（電話番号）					協定の有効期間	
その他の事業		NPO法人アヴェニール			(〒 462 — 0810) 愛知県名古屋市中区山田四丁目12番33号 (電話番号：052 — 870 — 3788)					2024年10月01日 から1年間	
時間外労働		時間外労働をさせる 必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	延長することができる時間数					
						1日		1箇月 (①については45時間まで、 ②については42時間まで)		1年 (①については360時間まで、 ②については320時間まで)	
						法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)
						起算日 (年月日)	2024年10月01日				
	① 下記②に該当しない労働者	急な離職等による人員の不足	世話人	5人	8時間0分	3時間0分	3時間0分	45時間0分	45時間0分	360時間0分	360時間0分
		予算・決算・経理業務	管理者等	5人	8時間0分	5時間0分	5時間0分	45時間0分	45時間0分	360時間0分	360時間0分
		臨時の受注	職業指導員	5人	8時間0分	5時間0分	5時間0分	45時間0分	45時間0分	360時間0分	360時間0分
		利用者さんの対応	管理者等	5人	8時間0分	5時間0分	5時間0分	45時間0分	45時間0分	360時間0分	360時間0分
	② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者	利用者さんの対応（休日・深夜）	訪問介護等	2人	8時間0分	5時間0分	5時間0分	42時間0分	42時間0分	320時間0分	320時間0分
		利用者さんの休日支援対応	生活支援員等	3人	8時間0分	5時間0分	5時間0分	42時間0分	42時間0分	320時間0分	320時間0分
		取引先、官公庁等への対応	管理者等	5人	8時間0分	5時間0分	5時間0分	42時間0分	42時間0分	320時間0分	320時間0分
事業計画の策定		管理者等	5人	8時間0分	3時間0分	3時間0分	42時間0分	42時間0分	320時間0分	320時間0分	
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (任意)		労働させることができる 法定休日の日数		労働させることができる法定 休日における始業及び終業の時刻		
	利用者さんの休日支援対応		訪問介護等	8人	日曜日、土曜日		1箇月に10日		08：00～18：00		
	利用者さんの休日支援対応		世話人	6人	日曜日、土曜日		1箇月に10日		09：00～14：00		
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 ☒ (チェックボックスに要チェック)											

時間外労働に関する協定届（特別条項）
休日労働

様式第9号の2（第16条第1項関係）

臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	1日 (任意)		1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100時間未満に限る。)				1年 (時間外労働のみの時間数。 720時間以内に限る。)		
									起算日 (年月日)	2024年10月01日	
			延長することができる時間数		延長することができる時間数 及び休日労働の時間数			延長することができる時間数			
			法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	限度時間を超えて労働させることができる回数 (6回以内に限る。)	法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数	所定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数 (任意)	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率
予算・決算業務	管理者等	5人	5時間0分	5時間0分	6回	99時間0分	99時間0分	25%	720時間0分	720時間0分	25%
納期のひっ迫	職業指導員	3人	3時間0分	3時間0分	6回	80時間0分	80時間0分	25%	120時間0分	120時間0分	25%
大規模なクレームへの対応	管理者等	5人	10時間0分	10時間0分	6回	80時間0分	80時間0分	25%	420時間0分	420時間0分	25%
緊急搬送時等の支援	管理者等	5人	10時間0分	10時間0分	6回	99時間0分	99時間0分	25%	720時間0分	720時間0分	25%
限度時間を超えて労働させる場合における手続	労使当事者間における事前合意										
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置	(該当する番号) ②、③、④、 ⑤、⑥、⑧	(具体的内容) 年に1回、協会けんぽの健康診断。左記以外の若手職員は健康診断。夜勤従事者（生活支援員・世話人）は、半年に1回健康診断を受けている。体調不良や、検診でひっかた場合は、再検査もしくは受診するように進めている。									
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 ☒ (チェックボックスに要チェック)											

協定の成立年月日 2024 年 10 月 10 日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の

職名 役職なし
氏名 山田 弥保

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（労働者による話し合い）

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。☒（チェックボックスに要チェック）
上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。☒（チェックボックスに要チェック）

2024 年 12 月 23 日

使用者 職名 理事長
氏名 野中 ひとみ

名古屋北 労働基準監督署長殿